

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <a href="#">令和5年1月30日</a> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <a href="#">令和4年12月20日</a> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	
<p>[ I ] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>5 船積後に係る取扱事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 政府開発援助契約等については、上記③の規定にかかわらず、以下の代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号から第14号までの事由をいう。以下同じ。）により生じた損失のてん補について保険契約を締結する。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 上記イ及びロの場合、保険契約の申込時において、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「(代金回収不能事故に係る取扱い)</p> <p>株式会社日本貿易保険は、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について、事故発生日において当該借入等の契約が無効であった場合の信用事由（約款第4条第12号から第14号までの事由をいう。以下同じ。）による</p>	<p>[ I ] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>5 船積後に係る取扱事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 政府開発援助契約等については、上記③の規定にかかわらず、以下の代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）により生じた損失のてん補について保険契約を締結する。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 上記イ及びロの場合、保険契約の申込時において、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「(代金回収不能事故に係る取扱い)</p> <p>株式会社日本貿易保険は、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について、事故発生日において当該借入等の契約が無効であった場合の信用事由（約款第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）による損失</p>	

<p>損失については、てん補する責めに任じない。ただし、保険契約の申込時において、輸出契約等が以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。 一～二 （略）」</p>	<p>については、てん補する責めに任じない。ただし、保険契約の申込時において、輸出契約等が以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。 一～二 （略）」</p>	
<p>附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和5年1月30日</u>〕 この改正は、<u>令和5年3月20日</u>から実施する。</p>	<p>附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和4年12月20日</u>〕 この改正は、<u>令和5年1月1日</u>から実施する。</p>	